

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 22 年度 第 3 回岱明地域協議会

## 2 開催日時

平成 22 年 11 月 1 日（月） 午後 1 時 30 分から

## 3 開催場所

岱明総合支所 2 階 第 2 会議室

## 4 出席者

委 員：平野光雄、灰本明子、木村勝、田上一、吉村美智子、森川益美、倉野尾誠至、檜原宏海、井敦宏、正木富子、積勝昭、小山玲子、松井絹代、糸永歌代子

事務局：原口総合支所長、神谷総務振興課長、池本総務振興課主幹、池内総務振興課主事

主管課：高寄市長、牧野企画経営部長、永井管財課長、藤森管財課長補佐、松倉管財課主任、辛島子育て支援課長、境子育て支援課長補佐、小山子育て支援課係長、吉田地域振興課長補佐、石貫地域振興課係長、入江地域振興課主任、養田企業局長、小山水道課長、糸永水道課長補佐、平見下水道課長、水本下水道課係長、平田下水道課主任、前川岱明公民館長、古川岱明公民館副館長

欠席者

委 員：前田弘幸

## 5 会議内容

- (1) 新庁舎に関する意見の聴取について
- (2) 鍋保育所の民営化について（諮問）
- (3) バス路線の再編について（諮問）
- (4) 上下水道料金改定について（報告）
- (5) 玉名市岱明公民館の建て替えについて（回答）
- (6) その他

## 6 議事の概略・協議結果

- (1) 新庁舎に関する意見の聴取について・・・新庁舎に関する意見の聴取について説明後、質疑応答
- (2) 鍋保育所の民営化について・・・鍋保育所の民営化について説明後、質疑応答
- (3) バス路線の再編について・・・バス路線の再編について説明後、質疑応答

- (4) 上下水道料金改定について・・・上下水道料金改定について説明後、質疑応答
- (5) 玉名市岱明公民館の建て替えについて・・・玉名市岱明公民館の建て替えについて説明後、質疑応答
- (6) その他
- 7 会議資料
  - (1) 会議次第
  - (2) 新庁舎建設に関する意見の聴取について（依頼）
  - (3) 鍋保育所の民営化について（諮問）
  - (4) バス路線の再編について（諮問）
  - (5) 上下水道料金の改定（案）について
  - (6) 玉名市岱明町公民館の建て替えについて（回答）
- 8 傍聴人の数
  - 1人
- 9 非公開の理由
  -
- 10 会議録の種類
  - 要点記録
- 11 発言の内容

（会長）

早速ですが議題1の新庁舎に関する意見についてよろしくお願ひします。

（市長）

新庁舎の建設につきましては、合併前から建設に向けた検討と合意がなされ、段階的な推進が計られてきたところでございますが、昨年の10月の市長選挙の折にマニフェストの中でも最も重要な事柄として新庁舎建設のありかたについて見直しをかけた、結果多数の市民の皆様の負託をうけて、市政を預かる重責を担うことになった次第です。そこで、本年4月に建築の専門家や市民の代表12名からなる新庁舎建設検討委員会を立ち上げ、新庁舎が将来の玉名市の姿を見せるうえで規模、内容等適切であるかということをしてすべて白紙の状態から再検討をして頂くことをお願いしました。検討委員会は4月から8月までの間5回程会議が開催され、その検討結果をまとめ、建議書という形で9月2日に提出して頂きました。建議書には建設位置を現在地と市民会館の2箇所として、それぞれに3段階の削減案を示してありますが、本日お手元に配布してある建設候補地の比較資料につきましては、私が市長選の折から訴えてきておりました事業費の削減案に近づけるように現在地と市民会館それぞれ一つの案に絞りましてその属性等を示しています。また内容をさらに検討していったところ、工場移転により空き地となる玉名市の亀甲にある、凸版印刷玉名工場の敷地が、その立地条件や敷地面積等、検討委員会から提示された案と比較してみても充分検討に値すると考え候補地の一つに加えることと致

したわけです。新庁舎の建設につきましては、市民の声を充分にお聞きしたうえで最終的な判断を下したいというふうに考えております。この最終的な判断と言いますものは、どの地区に選定されても平成27年の合併特例債が活用できる範囲までにはということですので、来年度の予算編成に間に合うようなかたちで結論を急ぐことが大切だと思っております。それぞれ地域協議会の皆様方の意見を拝聴いたしたく本日貴重な時間を頂いたというわけです。また、市民の代表であります市議会におきましても特別委員会が設置され、そのなかで同様の意見を伺ったということです。詳しい内容については担当者により説明申し上げますので、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をお願いします。なお本日の会議には保育所の民営化や主要バス路線、上下水道の料金改定等々を議案として出していますので、慎重審議のほどよろしくをお願いします。

(管財課)

【新庁舎建設位置ごとの条件と特性について、資料に沿って説明】

(会長)

ありがとうございました。ただ今所管課から改築についての詳細のご説明がありましたが、これにつきまして何か質問、意見ありましたら座ったままで結構ですのでどうぞ。

(委員)

まずこの凸版印刷が移転する情報を市が掴んだのは、だいたい何月頃ですか。

(管財課)

熊日の報道があったのが今年の4月22日だったので、そのくらいだと思います。

(委員)

なぜこの質問をしたかという、さきほど説明がありました4月の15日に新庁舎建設検討委員会が発足されたと思います。それから5回会議があつて9月2日の建議書提出となったようです。私は、7月5日の第4回会議を傍聴しました。この7月5日の検討委員会の会議が事実上の最終な議論の場だったと思います。8月24日の第5回目は建議書の検討で、これをもって9月2日提出となったようで、私が傍聴した7月5日が事実上の会議のまとめというように思いました。この中で凸版のことが出てこなかったというのは建設検討委員会は市民会館近くか現庁舎ということで議論があつていまして、中にはある委員さんから建設地を決めるのに決をとったらどうかというような意見も出ましたが、やはり決を取るべきようなものではないということで、市民会館付近と現庁舎の併記で建議書が出来たわけです。建設委員会の皆さんもたぶん帯に短したすきに長しで、どちらも決めきれなくて市長に下駄を預けたわけです。この時に、凸版印刷の撤退が明らかになっていたら建議書の内容は変わっていたのではないかと思います。

(市長)

今言われるように疑問を持たれると思いますが、実は委員長に次は凸版を載せてもらえませんかと話しました。しかしここまできたらどうにもならないからとなり、一応2箇所の場所で三つの案を出されて、建議書に他のところがあればそれも一つ検討に入れ

て今後検討して下さいというような回答になった状況でした。もっと早ければ検討委員会の中で検討出来たので最高に良かったのかなと思いますが、現実としては残念ながら検討委員会で検討するという状況にはならなかったということです。経過はそういう状況です。

(委員)

第4回だけですが建設検討委員会を傍聴していきまして、合併特例債が平成27年度まで、あと5年しかないということで、委員さん達がかかなり焦って建設地を決めなくてはいけないという雰囲気があったと私には見えました。凸版あるいは私も新聞を見て良いと思ったのが、ジャスコ玉名店も熊日に載りました。こういうところも検討していいのではないかと思います。いかんせん時期的に追い込まれているみたいで、建設検討委員会の建議書も指定して推薦するまでは至らなかったと思います。凸版というのが出てきたのにその時は建設検討委員会がスタートしていたから検討委員会には出なかった。私は凸版印刷跡は十分検討する値はあると思います。

(管財課)

地主さんもいるので、了解を得ずに勝手に検討地の候補には出来ませんでした。ですので、了解を得て検討委員会に話が行くまでの時間がかかってしまったという状況です。

(委員)

4年前の平成18年11月7日の岱明地域協議会で今の市役所がA、市民会館付近がB、新玉名駅付近がC、小島橋付近がD、県の合同庁舎がもしも移転すればということでEの5地区の中でB地区が最適ということで答申をしています。今後の更なる広域的な合併などを考え、いろいろな所から来庁するにも交通のアクセスはバイパスがありますので私は市民会館付近が一番いいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。まず、段階的に場所を決めるということが第一です。

(委員)

ただ、私は新庁舎建設検討委員会が5回あって、市長にも建議書を提出してあります。一度建てれば少なくとも20年程は持たせなくてはならないのですから凸版印刷というのが新しく出てきたのは良い事だなと思っています。検討委員会の建議書には2箇所しか案が出ていませんが、もちろん相手がいることですが間に合うのなら凸版印刷も十分検討してほしいと思います。ここで市長にお願いしたいのは、選挙の時に10億とか20億とか削減ということで当選されましたが、一度建ててしまえば少なくとも20年くらいは建て替えできないのですから10億、20億削減にこだわらずに、最初の予定よりもオーバーしてはいけないけれども1億でも2億でも安くなればいいと思います。将来を見つめて見劣りがしない耐久性のある建物を建ててほしいと思います。例えば凸版印刷は幾らで用地を買収出来るのか、10億、20億削減しなくてはならないから、とても凸版印刷の土地は買収出来なかったではなく、前の計画よりも安くなれば私は凸版印刷も重要で、

あまり期間はないけれども市民会館、今の市庁舎跡の 2 点にこだわらなくても十分検討すべきであって、最後は市長の決断だと思います。

(委員)

地図を見ますと現庁舎と凸版印刷跡地は町の中心だと思います。違いは敷地面積だけですが、私はやはり市役所は町の真ん中であってほしいと思います。それから、先ほどの表では凸版の他施設との複合サービスの項目で裁判所だけと記載してありますが、現在の市役所との距離を考えますとあまり変わらないように思います。やはり第一は町の中心にあってほしいのが希望です。以前から名前が挙がっていました市民会館周辺では敷地が分散と言うのは少し不自由かと思います。

(管財課)

市民会館周辺の土地の分散ですが、ただいま道路が建設中という書き方ですけれども、高津原橋からカーブして南に下る道路ですが、合同庁舎の北側で大きくカーブして西側に伸びています。地図上で囲んだ三角状の部分は単に駐車場として使いたいということで、建物については合同庁舎の東側と一部右側の長方形の場所に建物を建てるという予定です。これは今も変わっていません。市民会館の南の方から出来た順番に申しますと勤労者体育館、市民会館、保健センター、博物館、福祉センター、合同庁舎となりますので、これまでは玉名市の公共施設等という位置づけで工事が進められていました。地図上の囲んだ所が道路で切れていますが、用途としては駐車場の予定です。

(委員)

土地の手当てに関してですが、現庁舎跡に建てるのなら問題ないと思いますが、玉名市民会館付近の土地の買収状況は、どうなっていますか。

(管財課)

東側については全く買収しておりません。北側については平成 21 年夏の時期に買収を進めております。これは市の土地開発公社で北側の 75%程度、5,101 m<sup>2</sup>を公社で買収してある状態です。もしもこの土地に新庁舎が建たない場合を心配してのご質問かと思いますが、福祉センターの駐車場が非常に不足しており、南側の公園の中に車を駐車しているのが現状です。公園を駐車場に代わりにしているというのは由々しき状態ですので、新庁舎が建たなかった場合は、福祉センターの駐車場として活用できると思います。

(委員)

凸版印刷の土地の件は、少しは交渉が進んでいるのですか。

(市長)

ただいま、金額を交渉しています。

(委員)

それでは金額が折り合えば譲ってもらうというのは暗黙の了解なのですか。

(市長)

まず、金額がはっきりしないことには皆さんにも最終的な説明もできないので、金額

を交渉して、その金額でよければ 3 地区の建設費等々の比較が出来ます。とにかく金額が折り合えばということで進めています。

(委員)

その場所は玉名市の一等地ですから安くはないと思います。ここで私が市長に進言したいのは、選挙のときに新庁舎建設を 10 億、20 億削減するということを訴えていたが、ここはいいなという場所に建てるのであれば選挙の時の公約違反と思う人がいるかどうかわかりませんが、必ずしも市長が言ったように 10 億、20 億削減でなくても一度建てば 20 年、30 年は玉名の事務所になるのですから、前の計画よりもオーバーしてはいけなはいですけども少しでも安くなれば私はいいと思います。

(市長)

私も公約を極力守っていきたいと思っていますし、また庁舎につきましては一回建てば今の庁舎でも築 50 年近く経っておりますので、50 年、100 年程の長いスパンで使用するものと考え、総合的に判断をしますということを言っています。もちろん約束も守りたいという気持ちもありますし、将来にわたってどこが一番良いかということを経験者が考えた中でベストな所を最終的に選んでそれを提起したいと思っておりますので、ある面では 20 億を削減したいということに対して 100% 可能ではないかもしれませんが、できるだけ私は約束した部分については守りながら、そして長期にわたってみなさんに使っていただけるような市役所を造るために、場所の選定には精一杯努力していきたいと思っております。今の段階ではまだ金額がわかっていない状況でございますが、わかれば比較検討もわかりやすくなるかなと思います。早い内に金額を提示をしていただいていけるように交渉は進めている状況ですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

(委員)

まず、建築費もなにも決まっていないですよ。その中でどういうふうにしていくかということが鍵だと思います。買収がどうかいろいろ出ていますけれども、まず一番は場所をどこに決めるかということだと思います。私の考え方としては 1 市 3 町が合併しました。その中で、まだ広域的に南関、玉東等合併していないところがあります。そういう所から考えたら市民会館付近にバイパスが通って来ます。そういう事も視野に入れて考えてみたらいいのではないかと思います。それで私は市民会館付近にしたらいいいのではないかと思います。

(市長)

私もいろんな意見を聞きながら総合的に判断をしたいと思っております。今どこだここだということではなく、皆さんから色々な意見を聞きながら、そしてまた案の中で、ベストな場所を決めて皆さんに提示をしなければいけない責任がございます。いろいろな意見を聞かせてもらって結構ですので、どんどん言っていただければと思います。

(委員)

買収するとなったら期間が掛かると思います。売る、売らないという人も出てくると  
思います。もし買収するとなったら、買収可能かどうか地権者に確認していますか。

(企画経営部長)

今までの経緯の中では文化財が予定地の田んぼの下にあると思われまので、文化財  
の調査をさせていただきますということへの同意書は頂いていますし、地権者に対しての説  
明会も複数回開いております。今般約 2 年くらいが足踏み状態になっていますから、そ  
の付近が今後県との事業認定の関係、それから先程申しました文化財の調査、そして平  
行しながら用地交渉を行うことになると思います。そういったスケジュールからすると  
平成 23 年からしてあと 5 年となりますので、この 12 月あるいは 1 月くらいに最終的な  
方向を示して新年度に予算を計上するというふうに、事務方としては思っています。

(委員)

先程のお話の建設用地 2 箇所について、検討委員会が 5 回開かれたけれども、なかな  
か最終決定が出来ない。それゆえに、もう 1 箇所が候補に挙がることになったと思いま  
す。それから、市民会館付近案の浸水の危険性というのはとても大きなマイナスではな  
いかと思います。他の所では浸水の危険性は低いということです。土地を全部高くでき  
ればいいのですが、現段階では市庁舎が沈むのならその土地への建設は信頼性に欠けま  
す。

(会長)

予測としてはどうですか。

(管財課)

先程も申しましたが、通常の雨であれば、田んぼから 1m 50cm 程度は盛って庁舎を建  
てますので、菊池川もしくは繁根木川の堤防の決壊がなければ敷地が浸かることはま  
ずないと踏んでいます。ただ、堤防の決壊というのは想像を超えた部分ですので、もし堤  
防が決壊した場合には菊池川には広大な後背地からの雨が集まって流れてくるわけ  
ですから、現庁舎で 2m くらいは浸かるだろうとハザードマップに予測はしてあります。そ  
こが可能性が高いのか低いのかといいますと、当然確率は低いと思っておりますけれど  
も全くありませんということとは言えないと思います。他の地域協議会でも検討委員会でも、  
市民会館付近の浸水問題が 1 番のネックだという意見が多いのは事実です

(委員)

今の説明ですが、この 10 年、20 年の間に浸水をしたと言う事実はあるのですか。

(管財課)

例えば、市民会館が建って 40 年以上経っていると思いますが建物が床上浸水をしたと  
いうことはありません。

(企画経営部長)

横島の地域協議会でも同じような意見が出ました。例えば、公の施設を作るとき水が  
出て浸水し、被害を受けたというのは検討の項目にはないのかというお尋ねがありまし

た。ご存じのように博物館もありますし、国の合同庁舎もあります。それぞれの建物で高さを検討して建設してあると思いますが、新庁舎では1.5mの高さを考えています。博物館に、もし浸水があり前面の道路に1m程水が入っても、博物館の収蔵庫などには害のないような高さは確保されています。例えば、高さが2.5mで大丈夫なのかという話になりますと、2.5mは私たちの身長よりも高くなりますので、市民会館の会議室、あるいは合同庁舎など一部については浸水ということにもなります。基本設計までいきました庁舎につきましては1.5m程度の高さを確保する。ただそれですべてをクリアするかということになると先ほど藤森も申しましたように万全な高さであると認定はできません。公共の施設、あるいは個人宅を建設するときもそうですが、浸水は大丈夫かとその都度検討されて高さを確保されると思います。そういった意味ではハザードマップのレベルからすると、安全面に対して懸念される事項もあるとご理解頂きたいと思っています。

(委員)

せっかく市長と意見交換を初めてしますし、もういつ会うかわからないから、市長には耳が痛いと思いますが場所はともかくとして、今の玉名市民会館が新しく建ったときは高崙市長の市政のときだと思います。私は初めに市民会館を見たときプレハブかと思いました。仮に建ててあるのかと思いました。市民会館自体が貧相な作りに見えます。建設費を安くすればそれなりの程度の建物にしかありません。今度の新庁舎建設において、60億の計画から20億ほどを削減してしまうと、建ったあとにプレハブみたいな庁舎ではないかとの意見が出ないように、やはり抑えるところも必要ですが、市民の庁舎ですからみずばらしくない庁舎にしてほしいと思います。1億でも2億でも安くなったらいいと思います。それから、建設の段階になったら、担当職員の方に荒尾市役所の市民窓口を見学に行ってもらいたいと思っています。市民課の職員はもちろん椅子に座っていますけれども来庁者にも椅子があります。市役所の職員と来庁者が同じ目線です。横島と天水の庁舎は知りませんが、少なくとも本庁と岱明町では来た人は立たせている状態です。職員は座らないともちろん仕事にはならないでしょうが、市民は立たせているから私は偉いんだと勘違いする職員も出てきていると思います。今度建てるときは来庁者も座れるような構造を考えて下さい。

(管財課)

現状を簡単に説明させてください。現在、来庁者が座っているところが一部あります。例えば、福祉の子育て支援課や、障害者福祉の窓口もそうです。待ち時間が長くなる課は椅子を設置しています。

(委員)

それはわかりますが、一般に戸籍謄本類を取りにいったときなんかは立たせたままではないですか。だから、玉名市役所は荒尾市役所を是非見学に行くべきだと思います。職員の教育は市長や総合支所長の役目です。

(市長)

委員さんもあちらこちらを見て回られていますので、そういう意見を聞きながら市民の立場を考えたいと思います。

(会長)

岱明協議会としては、どこがよいかという結論が今回出ますか。これまでの方法で、事務局を通して返答という形でどうでしょうか。いろいろご意見、ご要望など話が出ました。玉名市の市民のために満足いく新庁舎を作っていただきたいと思います。この件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

【一同はいの声】

(会長)

それでは、鍋保育所の民営化についての説明をよろしくお願いします。

(子育て支援課)

【鍋保育所の民営化について、資料に沿って説明】

(会長)

ありがとうございました。何か質問はありますか。

(委員)

資料で、保育所と保育園をある所では保育所と書いてあるし、ある所では保育園と書いてあります。統一していいのならちゃんと統一してください。最初に見たとき保育園と保育所は違うのかという感じがしました。

(子育て支援課)

資料としての名称は保育所という形で統一させていただきます。申し訳ありません。

(会長)

他にご質問はありますか。

(委員)

いろいろお尋ねがあります。他の市町村からの広域入所を除く児童数とありますが、鍋は長洲あたりからも入所してらっしゃることもあるのですか。

(子育て支援課)

長洲から実際に入所されているかたが、お一人いらっしゃいます。

(委員)

そうですか。それから、大野保育所の子育て支援センターのところに丸がついていますが、これはくすの木のことですか。

(子育て支援課)

そのとおりです。

(委員)

いろんな地域から入所していますが、玉名市に支援センターは 1 箇所しかないのですか。

(子育て支援課)

公立の支援センターは1箇所です。

(委員)

それでは、岱明のほかの所や玉名市からも保護者と幼児が来ますが、大野だけに丸をつけていいのですか。場所だけの記載ですか。

(子育て支援課)

保育所として取り組みをやっている事業所ということで記載しておりますので、利用者というわけではありません。各施設がどんな事業をしているかということで明記させてもらっています。

(子育て支援課)

くすの木は大野保育所に隣接する施設になります。保育所は特定の人が児童を連れて来られますが、支援センターというのは親御さんに対する支援福祉を行う場所ですので、不特定多数の方が親子で見えられます。結果的に保育所に入所している方ではなく、それ以外の方になります。専門の保育士がおりますので、いろいろな子育ての悩みや不安がある方から相談を受け、その保育士が答えるというような業務を行っています。

(委員)

それから、幼稚園の人員のところですが、1学級35人以下、この同一学年でというのは右の保育所の方には年齢が書いてあります。左側は5歳児だけとは限らないのですか。

(子育て支援課)

年少・年中・年長の3学年です。その年齢ごとに35人以下でというような捕らえ方です。

(委員)

それから職員の処遇とあります。正職員は原則とありますがこれは公立・私立を問わずですか。

(子育て支援課)

正職員というのは公立の正職員、市の職員のことです。

(委員)

公立の職員ですね。ということは私立の職員は全く異動はなしですか。

(子育て支援課)

はい、そうです。

(委員)

現在、少子化がとても問題視されているのに国や県からの財源がカットされています。延長保育にしても施設の整備や産休補助にしても、矛盾することだと思います。

(委員)

まず結論から言えば鍋保育所を民営化するということですね。岱明町には4保育所がありますが、その中で鍋を1番最初に民営化するということなのですね。平成24年からということとは、この件で園児の保護者や保育所の先生方には説明はしているのですか。

民営化するとしても問題はそこです。まず民営化をするにあたって、普通の幼稚園とか保育所、私立でやっているところにそのまま投げるわけですか。その辺はどうゆうふうな状況で民営化になりますか。

(子育て支援課)

今までは、なぜ民営化なのかというお話をさせもらっていましたけれども、次年度以降に法人の選考というような形になってくるかと思います。当然法人の選考は公募という形でさせていただきます。そうして選考委員会というのを立ち上げて、そのなかで決めていくというような流れになるかと思います。選考委員会は地元の保護者だったり民生委員さん、議員、また学識経験者ということで大学の先生方で構成しまして選考します。幼稚園経営をされている学校法人が社会福祉法人資格をとられた場合、手を挙げていいといった同時進行というような申請でもいいといった範囲で玉名市内限定ということで前回は公募しました。しかし今回はまだ決まっておりませんので、市外に枠を広げるといった可能性はあるかというふうには思っています。その辺はまだ今後選考する段階でいろいろないご意見を聞きながらと思っています。

(委員)

なぜ先程質問したかといいますと、保育園、幼稚園を経営されている方がいますけれども、市内問わず市外のほうからも入ってこられる可能性もあるわけですよね。幼稚園は3歳からですが、保育所の場合は0歳からとなっています。職員の人数も変わってきます。そうすると保育所にして民間に委託するという考えでいいのですか。

(子育て支援課)

民営化することによって、当然延長保育も実施するようなことを条件付けています。保育サービス自体は民営化することで良くなってくるかと思います。玉名市全体として保育所施設をすべてということではありませんけれども順次民営化していくということなのです。いきなり全部というのはなかなか相手方も対応が難しくなってくるかと思います。

(委員)

公立の保育料は所得税で変わってきますが、民間になると一律ですよね。その辺はどうゆうふうを考えているのですか。

(子育て支援課)

民間でも料金は同じになります。前年度の所得税・住民税を見て保育料は決まっています。それは私立も公立も同じです。

(委員)

では、民営化しても大して変わらないということですか。

(子育て支援課)

はい。

(委員)

保育所の数と定員とありますが、この中身はどうなっていますか。例えば、最近かな

り未満児さんが増えてきています。こういった事を民間の方にお問い合わせとなった場合に信頼に問題がありました。子供の数は全体的に少なくなっていますが、未満児さんが多くなってきていることに関しては民間にまかせても大丈夫なのですか。

(子育て支援課)

保育士の質を落とすのではないかということかと思いますが、保育所指針というのがあります。保育所の最低基準がありますので、それを必ずクリアしないと今後、県の監査から指導が入りますので、必ず守るようになっています。

(委員)

私が言いたいのは、公立の保育士はかなり年配が多いので子供の扱いが上手です。ところが民間になりますと若く経験の少ない保育士さんが多く、小さい未満児を扱うことについての心配があるということをお伝えしたいのです。

(子育て支援課)

どこの法人が経営するかわかりませんが、玉名市の私立の幼稚園など見ますと、ご指摘のとおり未満児が割合的に増えているのは確かです。

(委員)

就学前児童が 3,500 名くらいで、幼稚園と保育所で 1,500 名程です。すると、待機が 2,000 名程です。その 2,000 名のうちの 1,000 名は自宅で見たいというのなら、あと 1,000 名くらいは待機になります。すると今後、定員増という可能性はないのですか。

(子育て支援課)

今の申し込みの増加状況を考えますと、定員を増やしていく必要はあるかと思いますが。しかしながら、希望される入所場所が玉名市の中心部に多くなっています。やはり、田舎のほうはなかなか希望されません。中心部のみ施設や定員を増やすということは難しいし、増設も難しいと考えます。

(会長)

他にありませんか。ではよろしいでしょうか。

【一同はいの声】

(会長)

それでは終了させていただきます。ありがとうございました。では 10 分間休憩をとります。

【10 分間休憩】

(会長)

では、第 3 番目のバス路線の再編について説明をお願いします。

(地域振興課)

【バス路線の再編について、資料に沿って説明】

(会長)

どうもありがとうございました。私の方からですが、これを実施する来年度ですが、北稜高校や学校側にバスの路線変更の通知は行っているのですか。

(地域振興課)

事業所のほうから運輸局のほうに認可の申請を出しますので、その段階から学校側へ周知できると思います。

(会長)

わかりました。何か質問はありますか。

(委員)

前回の地域協議会の時にバス路線の再編について 5,000 万円の補助金の計画をしているとおっしゃっていましたが、どのように設定をするのですか。

(地域振興課)

5,000 万円の内訳を見ますと、だいたいの数字は、市から 4,000 万円と県から 1,000 万円になります。今回見直し案によりまして、大学の環状線を止めて直行に振り分けると、約 200 万円この路線にお金を出さないということになりますけれども、ほかに新玉名駅まで路線が延びるといことは、運行距離が伸びます。単純に運行距離が伸び、お客様が現状のままと仮定して算出した数字ですが、1 年間で 630 万円ほど増加するのではないかとみています。

(会長)

現状を見てみますと、狭い道路を大型バスがどんどん走って、乗っているかという、ガラガラです。もうちょっとバスを利用する何か働きかけをしていかなければいけないと思います。

(地域振興課)

天草のことですが 10 人乗りくらいの小さなバスを試験的運行しています。現在運行しているバス自体もまだ対応年数があるかと思えますし、新規導入もお金がかかる話でもあります。新しいバスを導入するさいには現状に合って経費のかからないようなことを考えていただくようにはしていきたいと思えます。

(会長)

他にありませんか。この件については以上でよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

どうもありがとうございました。では次に、議題 4 の上下水道料金改定について報告をお願いします。

(企業局長)

現在企業局におきまして、水道料金ならびに下水道料金の改定を計画しております。1 市 3 町が合併した折に、それぞれの公共料金でスタートしました。水道料金につきまし

ては 5 年をめどに、下水道使用料金につきましては早急に適正な価格に統一しなさいということが合併協議の中で出ております。合併も 5 年を迎えまして今回料金の改正を計画したところです。下水道審議会、あるいは上水道評価委員会、そしてまた玉名地域協議会にご報告をさせて頂き、ご意見を頂戴した次第です。本日岱明地域協議会の皆さん方にご報告をさせて頂き、ご意見をお聞きしたいと思っています。今後としましては 12 月の玉名市の定例議会に条例改正案を上程しまして、ご承認を賜りましたならば、来年の 4 月 1 日、いわゆる平成 23 年度からの料金改正を実施したいと考えています。それぞれ説明をしますので、よろしくお願いします。

(水道課)

【上水道料金改定について、資料に沿って説明】

(下水道課)

【下水道料金改定について、資料に沿って説明】

(会長)

ありがとうございました。何かご質問はありませんか。

(委員)

下水道の受益者負担金について、あなたたちは岱明をなめていませんか。合併して 5 年たったから合併協議会で申し合わせしていたとおり不公平にならないよう上下水道の料金を旧玉名市と岱明町で統一するというのは理解できます。それは納得しますが、私たちが今まで負担した受益者負担金、これが坪あたり 1,000 円くらいだと思います。本来ならば旧玉名市は負担していないのだから、岱明町はお金を返金してほしいと言いたいが、私たちが出した負担金は事業の中に取り込まれているのだから、返してくれとは言いません。だけど問題はここで不公平のないように統一したのに、なぜ旧玉名市の今から下水道を利用する人は受益者負担金を取らないで、岱明で今から下水道を利用する人は今まで通り㎡あたり 300 円を負担してくれとなっているのですか。この不公平はどう説明しますか。統一するならここから統一してください。岱明は合併してからいいことがなく、玉名ばかり良いことがあるじゃないかと皆さんが言うのは、これが一つの典型的な例ではないですか。取るなら今から玉名の受益者負担金も取ってください。玉名をとらないなら岱明の人が今から下水道を利用するのを辞めますよ。岱明を馬鹿にしています。

(委員)

私もそう思います。まず玉名の場合は大浜・滑石とありますが、その受益者負担金を取らない。岱明からは取るけれども玉名市からは取らないというのは不公平です。滑石・大浜は結構宅地が広くて多いのに、岱明からばかり徴収するのはおかしいと思います。

(委員)

取るか取らないか、これから統一しなければいけないと思います。

(下水道課)

今後、大浜地区などを下水道工事するならば、その時は負担金を取ります。しかし、現在の残っている一部の方から取るのは旧玉名からすると難しいと思います。

(委員)

じゃあ、玉名の一部の方からは取らないけれども、岱明町はまだたくさん下水道を利用してない人がいるから取る。統一するならここからきちんとなさなければ不公平だと思います。

(下水道課)

岱明の下水道工事の80%が済んでいますけれども、あと20%の方のみ受益者負担金を取らないということは、今まで受益者負担金を払っている方がいますので、廃止することはできないです。

(委員)

岱明の中でも私たちは払って、他の人達は払ってないという声は当然出るだろうけれども、不公平を是正するために統一しますということで今から玉名の方は払わなくて、岱明の方は払ってくれというのは不公平の最たるものではないのですか。

(委員)

私も同じ考えです。岱明の場合は工事をするために、財源がないから受益者負担金を取って工事を開始したわけです。玉名の場合は取っていないわけですね。先程の話の中で岱明だけ取るというのは何事かと思いました。旧玉名は徴収せずに、なぜ岱明町だけ受益者負担金を払っていかなくてはいけないのか。先程おっしゃったように4億5,000万は岱明だけに使ったのではなく、みんなに使ったわけですね。

(下水道課)

旧岱明町の下水を造るときの財源として使っております。

(委員)

旧玉名市が取ってないということはみんなの税金を使っているということですか。

(下水道課)

合併前旧玉名市は一般的な税金をその時に使っています。旧玉名の場合は、受益者負担金を取らないということでそれだけ建設代が不足していました。ですから、その時は一般的な旧玉名の財源を使っていました。今の20㎡あたりの料金の差が500円で、1年間あたり6,000円ですけれども、19年度までは1ヶ月あたりの料金の差は1,125円でした。1年間で13,500円の差になります。負担金があるのが得か、ないのが得かと言われても年数と面積で違いますので、一概に誰が損か得かとは言えないと思います。

(委員)

では岱明が損ということではないのですか。玉名で新築した場合には負担金を取らないのに、岱明で新築したときは負担金を払わなくてはいけない。こんな馬鹿な話があり

ますか。私たちの考え方を変えなければいけないのですか。

(委員)

本来私たちは受益者負担金を払っているから、岱明で今から下水道を利用する人も負担金は払ってほしいと思います。公平が崩れるからです。だけど玉名の方は今から数年払わなくて、岱明の方は払えというのは不公平すぎると思います。

(下水道課)

旧玉名で加入していない地区は平成 23 年度に完了します。元玉名周辺です。新幹線周辺がどうなるのかわかりませんが、新幹線周辺、旧水道局付近、竹水苑付近まで伸びていて全部終了しています。事業計画としては受益者負担金なしで運営をしてきました。不足する分につきましては一般財源のほうから補填をしておりますけれども、そうやって処理してきたわけです。旧岱明におきましても、財源が不足する場合は一般財源から持ってきていました。使用料につきましては、今から先の維持管理の財源です。ですから当然使用料は一緒にしなければならないと思います。

(委員)

岱明は玉名市ではないのですか。同じ玉名市なのにどうして岱明だけ区切るかというのは意味がわかりません。この協議会の中で納得しろと言われても、絶対納得しません。

(下水道課)

下水道審議会でもいろいろな意見が出ましたが、あくまでも受益者負担金は建設費の補填代にということで、今回統一をするということで了解を得ました。

(委員)

今現在まで、みんなお金を払っています。合併した後も、なぜ岱明ばかり負担金を払わなくてはいけないのかというのが納得できません。

(企業局長)

不公平だという意見が出ておりもっともだと思います。下水道審議会、その前には岱明の 6 人の議員さんにも説明しました。その中でもやはり負担金についてはかなり厳しい意見が出ています。先程説明をしましたが、元々のスタートが大きく違います。全国的に見ても受益者負担金を事業主体で徴収している市町村が約 90%あります。この数字を見れば、当時の玉名市が異例だと思います。玉名を徴収するようにする、岱明を徴収しないようにするというように統一することは出来ないのかという意見がかなり出ました。その中で先程課長が申しましたように、玉名の処理区としては平成 23 年度で事業が今の計画でいくとほぼ終了します。その後例えば、大浜・八嘉・伊倉に事業が進んで行くのかどうかはつきりしませんけれども、そこが将来的に事業がスタートしたならば、負担金を頂くということは申し上げておきます。では岱明の方は徴収しなくてもいいのではというご意見も出ました。先程言いましたように岱明は平成 3 年度から供用が開始されています。負担金を 4 億 5,000 万ほど徴収させていただきました。そういった中で全国的に見てみますと、そういったことで負担金は取りませんとなって、以前払ってい

た方が返還命令を起こされて裁判になった経緯もあります。裁判になって、結果的には遡って支払うといった結果が出たところもあるようです。当然、今の財政事情を考えますと、それも不可能なことではないかと思imasのでスタートが違う受益者負担金については現行通りで是非お願いしますということで何度か説明をさせて頂いたところです。おっしゃるとおり、合併をして不公平をなくす、統一をすることをお担っていますけれども、負担金の問題につきましては我々事務局もどうかして統一出来ないものかと、先輩方にも相談をしたのですが、結論的には現行のままで行かせて頂きたいと言うことで、いろいろな所でご説明させていただいています。なんとか今の処理区が完了するまでは、現体制で是非行かせて頂きたいと思っています。何分ご理解をいただきたいというふうに思っています。

(事務局)

私は事務局なので意見を言うような立場ではありませんが、平成20年度の第1回目の上下水道の料金改定の時に水道課にいました。一言情報としてお話をさせていただきます。その時も受益者負担金と水道の負担金についてはなかなか統一するのが難しい難問でした。結局今年度の改正の時期に案が出てきているわけですが、旧岱明町の時は下水道の受益者負担金については、大きな管の幹線と小さな枝線の整備、面整備と言いますけれども、自分達の地区の工事については受益者負担金で賄って工事をするというふうな意味合いで説明をしていました。それに変わるものかどうかはわかりませんが、旧玉名市においては受益者負担金に変わるものとして、都市計画税というのを個人が別途負担して面整備を行っている状況です。今から整備するところは受益者負担金をもらわなくてはと先程説明でありましたが、都市計画税といった負担は旧玉名市においてもやっていたという情報です。

(委員)

まず、受益者負担金と都市計画税というのは、そもそも意味合いが違うと思います。それは岱明の方でも都市計画事業をする場合は税を払っていかなくてはいけないと思います。そんな話をしても話が先に進まないのので、料金改定は止めれば良いと思います。

(委員)

岱明地区で計画区域はあとのくらいありますか。

(下水道課)

全体計画で705ヘクタールあります。そのうち、事業認可が500ヘクタール、整備区域が422ヘクタールあります。ですから、全体計画から残り280ヘクタールはあります。

(委員)

私も本心は岱明も下水道を利用する人は負担金を出すべきだと思います。これは、公平のためにです。ただ、内容的にはもっと複雑だろうけど、この文章を読めば玉名は徴収しない、岱明は徴収すると言うからおかしいのではないかとやっているだけで、何も

今から下水道を利用する人から受益者負担金を取るなど言っているのではありません。せっかく合併して旧玉名市にばかりいいことがあるというのは、こういうところから受け取られ兼ねないのではありませんか。あなた達は違うという考えだろうけれども、表立って見るなら玉名からは取らないで、岱明からは取る。岱明も取るべきだろうとは思いますが、岱明が不公平ではないかと思うから言ったのです。

(下水道課)

料金を統一するから、下げるとか上げるという話ではありません。あくまでも必要な適正料金を計算した結果、旧岱明については値上げしなければならないが旧玉名地区では汚水処理の費用に対して120%料金を回収しているから下げるといことです。

(委員)

120%回収というのはどういう意味ですか。

(下水道課)

1 m<sup>3</sup>の下水を処理するのに要する費用に対する1 m<sup>3</sup>の使用料の単価の比率が旧玉名市に120%、現在の旧岱明町は48.5%しか回収していませんので、残りの50%以上は一般財源からの補填をと考えています。

(委員)

説明の意味が良くわからないのです。岱明の場合は長洲に処理をお願いして、玉名市は松木の浄化センターで処理をしているわけですね。そうすると岱明の場合距離も長いし、そういうところで余計に高いのではないですか。

(下水道課)

長洲の単価と今回料金改定をすることによって、ほとんど変わらないようになります。

(委員)

前言ったのですが長洲の処理場は人口5、6万人あたりになるというところで処理場を造ってあります。処理能力は実際あるわけです。そこで岱明から持っていったわけです。玉名は松木の処理場に持って行っていきます。それは玉名の方が効率的なことはわかっています。しかし、水道から下水に流して、そこからどこに流れていくのか私たちが今いろいろ言ってもどうしようもできないことです。料金を改定するのではなくて、岱明の場合は受益者負担金を取ってもいい、玉名の場合は今まで取っていないので取らなくてもいい、そのかわり今までの料金設定のまま行ってください。そして、残りの事業が終わった後に料金改定をすればいいと思います。料金改定というのは、5年で見直しをしなければならぬから、やっているだけでしょう。

(下水道課)

合併時の申し合わせのこともありますが、基本的には3年に一度は見直しを行って、その時に適正料金を設定して3年間の事業計画と財政計画を作っています。

(委員)

では、合併した当時は適正な料金に検討しなかったのですか。合併したときにするの

でしょう。

(下水道課)

合併したときは、差が開きすぎていましたので一度にはなかなか出来ませんでした。ですから平成20年度・23年度・26年度の3回にしようということだったのですが、20年度に大部分できましたので、今回統一できる範囲であると考えた次第です。

(会長)

先程からの話ですけれども、表題を見ますと上下水道料金の改定案と書いてあります。問題提起をされたものを含めて再度検討していただくのがよろしいかと思いました。受益者負担金の件や大幅な中身の見直しですが、他の地区での話し合いはどうだったのでしょうか。

(企業局長)

先週、玉名地域協議会で報告をさせていただきました。受益者負担金に直接の意見は出ませんでした。もちろん合併のスタートの時点で統一が図られていればそれが最良の策だったのではないかと思います。ただそこまでいっていない現行のままでスタートしてしまいました。協議の中でやっぱり早急に5年くらいをめどに、統一を図りなさい、適正な価格にして不公平さがないようにしなさいと協議がなされた中で、今回ご提案、ご報告をさせていただいております。受益者負担金の問題が1番大きい問題であると思っています。我々も地元の議員さんをはじめ、いろんな方からお話を伺っておりました。先程も申し上げましたけれども、先輩方、議員さん達にもかなりお話をさせていただきました。どうしたら解決が出来るかと思っておりましたが、最終的に現行のままでいったほうがいいのかという結果に落ち着いたところです。今後は今日ご意見をしっかり承りましたので、当然12月の議会でもいろいろな意見が出る気はしています。事務局としましては、この受益者負担金の問題もありますけれども、適正な価格ということで説明させていただきたいと思っております。

(会長)

では、この説明会は専門委員会などを作って再度協議するということは出来ますか。

(事務局)

今回、上下水道料金改定については資料に書いてあるとおり報告です。各自治区に関する重要な案件については市長が諮問することになっていきますので、諮問されたときには協議会の中で協議して、岱明自治地区の地域協議会から答申をするという流れでいくわけですが、報告というのは下水道審議会の中で協議していただいて、その結果を今回報告するということですので、どういうふうにこれを閉めるのかというのは非常に難しいと思います。局長は言いましたけれどもこれをお願いしたいということで話が終わるのかなと思います。

(委員)

会長、報告だから仕方ないと思います。

(企業局長)

専門委員会の話が出ていますが、先程下水道審議会ということを申しましたけれども、条例にも謳ってありますし、下水道に関する重要な案件は諮問をなさ、意見を聞きなさいということで設置されています。その中で、あらゆる分野から集まっていた委員の方々に審議をお願いして、ご意見も頂戴したということで市長の方に答申をしています。その結果を受けての本日の報告ということですので、なんとかご理解を頂くならと思っています。

(委員)

私は諮問と思っていたけれども、報告ですね。私たちの気持ちは言いました。あとは岱明の下水道を設置する人が納得いかなければ、あなた達の所に直接行ってもらわなければならないと思います。私たちは報告を受けただけで下水道を設置する人に説明をする必要はないと思います。

(会長)

結局、改定案に関するお話を伺っただけですね。

(委員)

お尋ねが一つあるのですけれども、下水道なしが約50%、ありが50%となっています。実は合併するから下水は通るということで今まで待っていました。ところが私の地区は負担金がとても多い方もあるということで反対をされて通っていません。それで、計画もないと聞いたので、個人浄化槽を設置したわけです。その50%の中にはそういう人も何パーセントか居るのかと思いますが、そんな場合は全部下水道を通すということはあるんですか。

(下水道課)

下水道区域は決まっております。その区域外のところは合併浄化槽にさせていただいた方がいいのではないのかと判断する場合があります。

(委員)

下水道のなしの50%の内の何パーセントかは個人でやっているということですか。

(下水道課)

そうですね、合併浄化槽のところもあります。

(会長)

よろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

では、この件についてはこれで終了したいと思います。5番目に、玉名市岱明町公民館建て替えについて回答をいただきました。前回の協議会でこの件について話し合いをした結果をお願いしたいと思います。

(岱明公民館)

【玉名市岱明公民館の建て替えについて、資料に沿って説明】

(委員)

私が皆さんにお願いしたことです。中学校体育館の耐震工事を優先したことは理解できます。それと、新庁舎建設が予定されているので、岱明総合支所の建物はまだしっかりしているから、この建物を再利用したいと考えていることも理解しています。なぜ公民館の建て替えを私が提案したかという、合併するときに岱明の最優先ということで文化センターが挙げられていましたので、やはり私たちが建ててほしいという声をあげておかないと、岱明は必要ないと思われるのが嫌だったからです。ですから、総合支所長も建て替えということが岱明地域協議会で出たということをしつかり頭に入れておいてもらいたいと思います。少なくとも平成 27 年度までには建て替えができないのかと思っております。

(会長)

こうゆう回答になって非常に残念ですが、できるだけ早い時期に一件落着すればいいかと思えます。

(委員)

この返答が来るのは想定していました。

(会長)

よろしいですか。ぜひご理解のほどをお願いします。なるべく早い時期に建て替えが出来ればいいかなと思えます。お年寄りが安心して利用できるような場が一日も早くもてるといいと思えます。

(岱明公民館)

今、会長さんがおっしゃいましたが平成 23 年度には要求はしていません。利用者には、若い方も多いですけれど、お年寄りの方も多く利用されています。玄関もそうですけれども、会議室などに入るときは段差がある状況です。できるかどうかわかりませんし、財政的な問題もありますが、平成 23 年度はそういったことを少しでも解消していきたいと考えています。

(委員)

公民館の使用料も考えてほしいです。設備ですが、1回の使用に1,000円払っています。1日ではなく2時間で1,000円を払わなくてはならない状態です。

(岱明公民館)

講堂の方は場所が広いのでその金額ですが、第1、第2会議室は500円です。この金額は、岱明、横島、天水と同じ金額になっています。

(委員)

建物が古いから、建て替えたならその金額でいいと思えます。

(会長)

それも是非ご検討いただきたいです。どうもありがとうございました。これをもちま

して協議会を閉会したいと思います。今日はどうもご苦勞様でした。

12 問い合わせ先

玉名市岱明総合支所総務振興課 TEL0968-57-1111（内線 113、120）